

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正
（県例規集登載）

経営支援課

○ 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し

指導監査室

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

治山課

○ ”

”

○ ”

”

【公告】

○ 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧

経営支援課

○ 土地改良区の定款変更の認可

耕地課

○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧

”

○ 公共測量の実施

監理課

○ ”

”

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百六十号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱(平成二十一年岡山県告示第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号)第四十二条第一項」を「中小企業等経営強化法第五十四条第一項」に改め、同条第十四号を第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、同条第十六号中「第五十四条第一項」を「第六十条第一項」に、「第五十五条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とする。

第四条第七号イ中「創業等関連保証又は」を削り、同号ロ中「中小企業等経営強化法第二条第三項又は」を削り、「第二条第二十四項第一号若しくは第三号に規定する」を「第二十九条第一号又は第三号に掲げる」に改め、同号ハ中「第二条第四項」を「第二条第三項」に、「第二条第二十四項第二号若しくは第四号に規定する」を「第二十九条第二号、第四号(同法第二百二十九条第二項の規定により同号に掲げる創業者とみなされる者を含む。)、第五号若しくは第六号に掲げる」に改め、「こと」の下に「(同法第二条第二十九項第五号に掲げる創業者である場合にあつては、当該創業者が新たに設立する中小企業者である会社を含む。)」を加える。

第六条第二項中「生産性向上特別措置法第四十条第一項」を「中小企業等経営強化法第五十二条第一項」に改め、同条第四項中「第五十条第一項」を「第五十六条第一項」に、「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に改める。

別表第一号を次のように改める。

| | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|--|---------|-------------|----------------|----------|--------|--|------|
| 1 | 新規創業資金 | 次のいずれかに該当する者 1 事業を営んでいない個人であつて、1月以内(産業競争力強化法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業(以下「認定特定創業支援等事業」という。)による支援を受けた者は、6月以内)に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 | 事業に必要な運転資金及び設備資金(建物又は設備と一体的に取得する土地の取得資金を含む。) | 3,500万円 | 10年以内(2年以内) | 原則として て月賦償還 | 年1.35%以内 | 年0.70% | 無担保、無かつ、無保証人と する。 ただし、 融資の対 象者が3 又は5か ら7まで のいずれ | 保証付き |
|---|--------|---|--|---------|-------------|----------------|----------|--------|--|------|

- 2 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けた者は、6月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- 3 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- 4 事業を開始した日から5年を経過していない個人であって、当該事業を開始した日前に事業を営んでいない者
- 5 設立の日から5年を経過していない会社であって、当該設立の日前に事業を営んでいない個人により設立された者
- 6 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設

かである場合の保証人については、保証協会の定めるところによる。

| | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|
| | <p>立した中小企業者である会社であって、当該設立の日から5年を経過していない者</p> <p>7 4に該当する者であって、新たに中小企業者である会社を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から5年を経過していないとして、産業競争力強化法第129条第2項の規定により同法第2条第29項第4号に掲げる創業者とみなされる者</p> | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|

別表第五号中「生産性向上特別措置法第40条第1項」を「中小企業等経営強化法第52条第1項」に改め、同表第九号中「第50条第1項又は第52条第1項」を「第56条第1項又は第58条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和三年九月一日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の別表第一号の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

◎岡山県告示第四百六十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ホーム浜っ子

2 所在地

備前市日生町日生八〇三―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人浜っ子

2 主たる事務所の所在地

備前市日生町日生八〇三―一

三 取消年月日

令和三年十一月三十日

四 事業所番号

三三二一〇〇〇二〇

五 サービスの種類

共同生活援助

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

◎岡山県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎岡山県告示第四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岡山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔三五九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス玉野店

所在地 玉野市築港二丁目七五二一 番一

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬局

住所 福岡県福岡市博多区博多駅前東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬局

住所 福岡県福岡市博多区博多駅前東二丁目一〇番一号

第一福岡ビルS館四階

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和四年四月十三日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千二百四十一平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四十七台

(2) 駐輪場の収容台数 十六台

(3) 荷さばき施設の面積 六十平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 十・五九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和三年八月十二日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和三年八月二十四日から同年十二月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工観光課

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

〔三六〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

大谷池土地改良区

二 認可年月日

令和三年八月十八日

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

〔三六一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

| | |
|-----------|---------------------|
| 錦中40―1樋門 | （非補助土地改良（かんがい排水）事業） |
| 錦六区縦3樋門 | （ |
| 都沖3番川樋門 | （ |
| 西七区支線131号 | （ |
| 北七区支線2号 | （ |
| 宗津川沖3西樋門 | （ |
| 宮下東樋門 | （ |

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款
事業計画書

四 縦覧の期間

令和三年八月二十四日から同年九月十四日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

〔三六二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新見市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|--------------------------|-------|
| 新見市金谷地域 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量、現地測量） | 測量の種類 |
| 令和三年八月二十五日から令和四年三月三十一日まで | 測量期間 |

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

〔三六三〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|------------------------|-------|
| 小田郡矢掛町内田 | 測量区域 |
| 公共測量（基準点測量） | 測量の種類 |
| 令和三年八月十六日から令和四年三月十八日まで | 測量期間 |

〔三六四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和三年八月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量
よう撃カメラ指揮システム10式及びサブズカメラシステム機器4式賃貸借
- (2) 借入物件の特質等
入札説明書及びよう撃カメラ指揮システム及びサブズカメラシステム機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 借入期間
令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を5年間借り受けるものとして算定したリース料総額の60分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和3年度に県が発注する物品の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年岡山県告示第39号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。

以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山市告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(6) 納入する機器について仕様書に示す仕様を満たしている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話(086)226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和3年9月13日(月)午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話(086)234-0110 内線2242

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和3年8月24日(火) から同年10月4日(月) まで(岡山県の休日を含め、)
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、
返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重
さ120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和3年10月13日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和3年10月14日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと
もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和3年10月4日(月) 午後4時までに、
入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められ
た場合には、それに応じなければならない。

(5) 競争入札参加資格の審査

ア 事前審査

(4)の入札説明書に示す書類を提出した者について、2(1)から(5)までに掲げる競争入札参加資格について審査し、不適合と認められた者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この一般競争入札に参加することができない。

イ 事後審査

2(6)に掲げる競争入札参加資格については、開札後に審査する。

(6) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

(8) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で有効な入札があった場合、落札決定を保留し、当該入札をした者について、入札価格の低い順に、(5)イに示す競争入札参加資格の事後審査を行う。この場合において、競争入札参加資格を有する者を確認することができた時点で審査を終了し、当該者を落札者とする。その他の者の競争入札参加資格の事後審査は行わない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be leased :

Interception camera command system 10 set and Subscription camera system 4 set

(2) Lease period :

From 1 February, 2022 through 31 January, 2027

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

4:00 P. M. 13 October, 2021

(5) Contact point for the notice :

令和3年8月24日 岡山県公報 第12321号

Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,

Japan

Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242